（税関考査官）

第三百五十六条　沖縄地区税関の総務部に、税関考査官一人を置く。

2　税関考査官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び沖縄地区税関長の指定する事務を処理する。

（税関監察官）

第三百五十七条　沖縄地区税関の総務部に、税関監察官一人を置く。

2　税関監察官は、命を受けて、沖縄地区税関の職員の服務に関する監察を行う。

四　保税工場、総合保税地域並びに関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場の製造歩留りの調査及び査定に関すること。

五　コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。

六　保税地域外における外国貨物の蔵置の許可に関すること。

七　輸入貨物の運送に関する承認に関すること。

八　税関職員を派出させる保税地域（関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請があったものに限る。）における第三百五十一条第一項第八号及び第三百五十七条第一項各号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が定めるものに関すること。

九　沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十　金の輸出入の規制に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十一　外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十二　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項（同法第百五十五条の二において準用する場合を含む。第三百五十六条第一項第三号及び第三百五十七条第一項第二十五号において同じ。）の規定により旅客が携帯して移出し、又は輸出する指定物品の確認に関すること。

2　前項各号に掲げる事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（保税地域監督官の職務）

第三百五十六条　保税地域監督官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　保税制度の運営に関すること。

二　関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関すること。

三　関税暫定措置法第十四条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条に規定する小売業者の承認及び承認を受けた小売業者の取締りに関すること。

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事務のうち、沖縄地区税関長の指定する保税制度の運営に係るものについては、認定事業者管理官において行わせることができる。

（統括審査官の職務）

第三百五十七条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　輸出入貨物等に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の受理及び審査に関すること。

二　前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること。

三　輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。

四　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。

五　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること（収納課及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

六　輸出貨物等に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。